

## 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、市発注工事において、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。

※社会保険等・・・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

### (1) 実施内容

- ・元請業者が、特別な事情がない場合において、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業の許可を受けて建設業を営む者をいう。）を一次下請契約の相手方とすることを原則禁止します。
- ・未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内（原則30日以内）に、当該未加入建設業者が社会保険等に参加したことが確認できる書類を提出した場合に限り、下請契約の相手方とすることができます。

### (2) 違反した元請業者に対する措置

契約に違反して、適用除外でないにもかかわらず社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合は、元請業者に対し、指名停止措置（契約違反:1か月）を行います。

### (3) 社会保険等加入状況の確認方法および未加入業者への対応

下請契約を締結した際に市へ報告する施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄により確認します。適用除外でないにもかかわらず未加入であった場合は、当該下請業者に対し加入指導を行うと共に、建設業許可権者へ通報します。

### (4) 施行日 令和3年7月1日

（令和3年7月1日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用）